

厚生労働省福島労働局発表
令和5年12月22日(金)

担 課 課 当	【照会先】
	福島労働局職業安定部職業対策課
	長 安 田 寿 夫
	課 長 補 佐 金 澤 博 子
地方障害者雇用担当官 有 馬 正 博	
TEL 024(529)5463	

障害者雇用状況の集計結果

(令和5年6月1日現在)

～ 県内の民間企業に雇用されている障害者数は**5,479.5人と過去最高を更新** ～

福島労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、県内に本社機能を有する企業のうち常用労働者43.5人以上の規模の障害者を雇用する義務のある事業主などから、令和5年6月1日現在における障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)の雇用状況の報告を求め、集計結果を取りまとめましたので公表いたします。

なお、福島労働局及び県内ハローワークでは、今後も引き続きチーム支援を中心とした手厚い就職支援のほか、障害者雇用不足企業を対象とした企業向けチーム支援や「障害者就職面接会」等の開催によるマッチングの推進、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」及び「精神・発達障害者雇用促進セミナー」の実施、更には令和2年度に創設された障害者雇用優良中小事業主認定制度「もにす認定企業」の積極的周知広報・認定企業拡大を行うことにより、企業の障害者雇用意欲を喚起し、更なる雇用の促進と定着支援を図って参ります。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉(法定雇用率2.3%)

【1総括表(1)、2グラフ、3詳細表(1)～(3)】

- ・雇用障害者数は**5,479.5人と過去最高を更新**(前年比215人増)
- ・実雇用率は**2.29%(同0.10ポイント上昇)** ※全国平均2.33%(同0.08ポイント上昇)
- ・法定雇用率達成企業の割合は**56.7%(同2.40ポイント上昇)** ※全国平均50.1%(同1.80ポイント上昇)

〈公的機関等〉(法定雇用率2.6% 都道府県教育委員会は2.5%)

【1総括表(2)、3詳細表(4)～(7)】

・福島県知事部局等:(3機関)	雇用障害者数	198.0人	実雇用率	2.85%(同0.18ポイント上昇)	
・福島県教育委員会:	雇用障害者数	252.5人	実雇用率	2.06%(同0.17ポイント上昇)	
・市町村等	:(82機関)	雇用障害者数	547.0人	実雇用率	2.25%(同0.02ポイント上昇)
・独立行政法人等	:(5機関)	雇用障害者数	107.0人	実雇用率	2.73%(同0.25ポイント上昇)

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は5,479.5人で、前年より215.0人増加（対前年比4.1%増）し、平成21年度から連続で過去最高となった。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は3,129.5人（対前年比1.0%減）、知的障害者は1,228.0人（同0.8%減）、精神障害者は1,122.0人（同29.8%増）と、精神障害者のみ前年より増加し、伸び率も大きい。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.29%（前年は2.19%）、法定雇用率達成企業の割合は56.7%（同54.3%）であった。

〔1 総括表(1)、2 グラフ、3 詳細表(1)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模の企業で1,018.0人（前年は940.0人）、100～300人未満で1,627.0人（同1562.5人）、300～500人未満で560.5人（同539.0人）、500～1,000人未満で705.5人（同610.0人）、1,000人以上で1,568.5人（同1613.0人）と、1,000人以上を除いた企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満で1.81%（前年は1.64%）、100～300人未満で2.28%（同2.15%）、300～500人未満で2.18%（同2.07%）、500～1,000人未満で2.46%（同2.26%）、1,000人以上で2.73%（同2.81%）と、1,000人以上を除いた企業規模で前年より上昇した。
なお、500～1,000人未満、1,000人以上規模企業が法定雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満が51.9%（前年は50.8%）、100～300人未満が65.1%（同61.3%）、300～500人未満が55.3%（同48.7%）、500～1,000人未満が69.6%（同56.8%）、1,000人以上が52.0%（同57.7%）となり、1,000人以上を除いた企業規模で前年より上昇した。

〔3 詳細表(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「農、林、漁業」（2.35%）、「鉱業、採石業、砂利採取業」（3.03%）、「運輸業、郵便業」（2.36%）、「卸売、小売業」（2.59%）、「医療、福祉」（2.39%）が法定雇用率を上回っている。

〔3 詳細表(3)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 都道府県の機関（法定雇用率2.6%）

福島県知事部局等の機関は3機関あり、在職している障害者の数は198.0人で、前年より5.0%、9.5人増加しており、実雇用率は2.85%と、前年に比べ0.18ポイント上昇した。

3機関全てにおいて達成。

〔1 総括表(2)①、3 詳細表(4)〕

(2) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

福島県教育委員会に在職している障害者の数は252.5人で、前年より7.7%、18.0人増加しており、実雇用率は2.06%と、前年に比べ0.17ポイント上昇した。

〔1 総括表(2)②、3 詳細表(5)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

市町村の機関は82機関あり、在職している障害者の数は547.0人で、前年より4.5%、23.5人増加しており、実雇用率は2.25%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

82機関中42機関が達成。

〔1 総括表(2)③、3 詳細表(6)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

県内にある独立行政法人等（法定雇用率2.6%）は5機関あり、雇用されている障害者の数は107.0人で、前年より11.5%、11.0人増加しており、実雇用率は2.73%と、前年に比べ0.25ポイント上昇した。

5機関中4機関が達成。

〔1 総括表(2)④、3 詳細表(7)〕

障害者の雇用状況の推移（福島県）

（令和5年6月1日現在）

1 総括表

(1) 民間企業における障害者の雇用状況（法定雇用率2.3%）

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
1,519	239,619.5 人	5,479.5 人	2.29 %	862 / 1,519	56.7 %
(1,520)	(240,342.5 人)	(5,264.5 人)	(2.19 %)	(825 / 1,520)	(54.3 %)

(2) 公的機関等における障害者の雇用状況

①福島県知事部局（法定雇用率2.6%）

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
3	6,954.0 人	198.0 人	2.85 %	3 / 3	100.0 %
(4)	(7,071.0 人)	(188.5 人)	(2.67 %)	(3 / 4)	(75.0 %)

②福島県教育委員会（法定雇用率2.5%）

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
1	12,282.0 人	252.5 人	2.06 %	0 / 1	0.0 %
(1)	(12,413.0 人)	(234.5 人)	(1.89 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

③市町村等機関（法定雇用率2.6%）

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
82	24,263.5 人	547.0 人	2.25 %	42 / 82	51.2 %
(79)	(23,502.5 人)	(523.5 人)	(2.23 %)	(39 / 79)	(49.4 %)

※市町村等のうち、法定雇用率未達成であった6機関については、令和5年12月1日までに達成済み。

④独立行政法人等（法定雇用率2.6%）

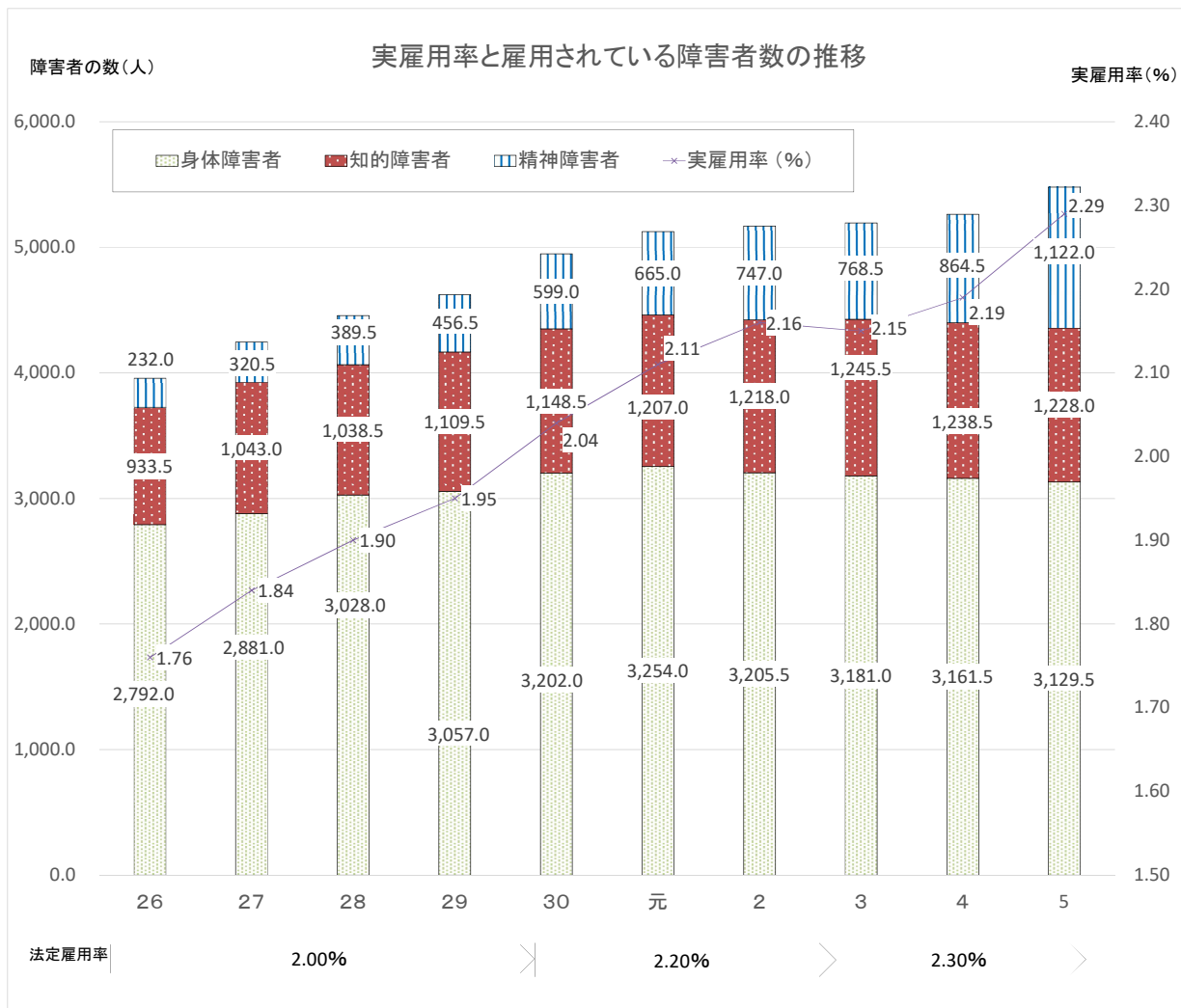
機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
5	3,926.5 人	107.0 人	2.73 %	3 / 5	60.0 %
(4)	(3,865.5 人)	(96.0 人)	(2.48 %)	(3 / 4)	(75.0 %)

※独立行政法人等のうち、法定雇用率未達成であった1機関については、令和5年12月1日までに達成済み。

- 注 1 (1)表の①および(2)④表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 (2)①②③表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。

2 グラフ

実雇用率と雇用されている障害者数の推移（過去10年間）



年	企業数	障害者数 (人)		実雇用率 (%)		法定雇用率達成企業の割合 (%)	
			対前年増減		対前年増減		対前年増減
平成 26 年	1,260	3,957.5	241.0	1.76	0.07	47.9	1.30
27	1,308	4,244.5	287.0	1.84	0.08	50.5	2.60
28	1,319	4,456.0	211.5	1.90	0.06	53.6	3.10
29	1,326	4,623.0	167.0	1.95	0.05	55.7	2.10
30	1,425	4,949.5	326.5	2.04	0.09	53.1	△ 2.60
令和 元 年	1,464	5,126.0	176.5	2.11	0.07	54.7	1.60
2	1,456	5,170.5	44.5	2.16	0.05	55.7	1.00
3	1,512	5,195.0	24.5	2.15	△ 0.01	53.1	△ 2.60
4	1,520	5,264.5	69.5	2.19	0.04	54.3	1.20
5	1,519	5,479.5	215.0	2.29	0.10	56.7	2.40

注 1 「障害者数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成23年以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者（※）
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注 2 法定雇用率は平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

3 詳細表

(1) 福島県全体の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 身体障害者の数		④ 知的障害者の数		⑤ 精神障害者の数		⑥ 障害者計	⑦ 実雇用率	⑧ 法定雇用率達成企業数	⑨ 法定雇用率達成企業の割合						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度知的障害者	d. 重度知的障害者以外の知的障害者	e. 計	f. 計	g. 精神障害者	h. 精神障害者以外の精神障害者					i. 計					
福島県	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%						
	1,519.0 (1,520.0)	239,619.5 (240,342.5)	829 (843)	149 (206)	1,221 (1,181)	203 (177)	3,129.5 (3,161.5)	92 (96)	34 (39)	824 (832)	372 (351)	1,228.0 (1,238.5)	731 (640)	391 (294)	1,122.0 (864.5)	5,479.5 (5,264.5)	2.29 (2.19)	862 (825)	56.7 (54.3)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注2 ③④⑤欄のa、b、c、d、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
 注3 ③④⑤d欄のe欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
 注4 ③④⑤a、b、c、d、e欄及び⑤のe欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③④のb、d欄及び⑤のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 注5 ⑤欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者であること。ただし、令和4年6月2日以前に採用された者であること。
 注6 ⑥欄の「障害者数」とは③④⑤e欄及び⑤f欄の計である。
 注7 () 内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 身体障害者の数		④ 知的障害者の数		⑤ 精神障害者の数		⑥ 障害者計	⑦ 実雇用率	⑧ 法定雇用率達成企業数	⑨ 法定雇用率達成企業の割合						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度知的障害者	d. 重度知的障害者以外の知的障害者	e. 計	f. 計	g. 精神障害者	h. 精神障害者以外の精神障害者					i. 計					
規模計	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%						
	1,519 (1,520)	239,619.5 (240,342.5)	829 (843)	149 (206)	1,221 (1,181)	203 (177)	3,129.5 (3,161.5)	92 (96)	34 (39)	824 (832)	372 (351)	1,228.0 (1,238.5)	731 (640)	391 (294)	1,122.0 (864.5)	5,479.5 (5,264.5)	2.29 (2.19)	862 (825)	56.7 (54.3)
43.5～	891	56,381.0	159	35	264	42	638.0	13	11	84	62	152.0	110	118	228.0	1,018.0	1.81	462	51.9
100人未満	(894)	(57,280.5)	(167)	(28)	(276)	(34)	(655.0)	(16)	(12)	(92)	(37)	(154.5)	(102)	(36)	(21)	(940.0)	(1.64)	(454)	(50.8)
100～	481	71,490.0	270	51	405	53	1,022.5	30	11	205	45	298.5	220	86	306.0	1,627.0	2.28	313	65.1
300人未満	(480)	(72,663.0)	(273)	(51)	(394)	(51)	(1,016.5)	(26)	(9)	(204)	(57)	(293.5)	(192)	(86)	(35)	(252.5)	(2.15)	(294)	(61.3)
300～	76	25,676.5	99	8	133	12	345.0	8	5	74	23	106.5	77	32	109.0	560.5	2.18	42	55.3
500人未満	(76)	(26,080.5)	(91)	(18)	(152)	(14)	(359.0)	(8)	(8)	(67)	(25)	(103.5)	(56)	(26)	(15)	(76.5)	(2.07)	(37)	(48.7)
500～	46	28,715.0	107	13	163	13	396.5	8	3	107	40	146.0	113	50	163.0	705.5	2.46	32	69.6
1000人未満	(44)	(26,954.0)	(91)	(17)	(137)	(15)	(343.5)	(9)	(4)	(113)	(34)	(152.0)	(91)	(30)	(17)	(114.5)	(2.26)	(25)	(56.8)
1,000人以上	25	57,357.0	194	42	256	83	727.5	33	4	354	202	525.0	211	105	316.0	1,568.5	2.73	13	52.0
	(26)	(57,364.5)	(221)	(92)	(222)	(63)	(787.5)	(37)	(6)	(356)	(198)	(535.0)	(199)	(116)	(67)	(290.5)	(2.81)	(15)	(57.7)

注 3 (1)の表に同じ

(3) 産業別の雇用状況

区分	① 企業数 ()	② 法定雇用労働者数 法基礎となる労働者数		③ 身体障害者の数		④ 知的障害者の数		⑤ 精神障害者の数		⑥ 障害者計 人	⑦ 雇用率 %	⑧ 法定雇用率達 企業数	⑨ 法定雇用率達 企業率の割合 %
		a. 重度身体 障害者 ()	b. 重度身体 障害者である 軽度身体障害者 ()	c. 重度以上 の身体障害者 ()	d. 重度以外 の身体障害者 である労働者 ()	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ ()	a. 重度知的 障害者 ()	b. 重度知的 障害者である 軽度知的障害者 である労働者 ()	c. 重度以上 の知的障害者 ()				
産業計	企業	1,519.0 (1,520.0)	239,619.5 (240,342.5)	1,221 (1,181)	203 (177)	34 (39)	731 (640)	391 (294)	1,122.0 (864.5)	5,479.5 (5,264.5)	2.29 (2.19)	862 (825)	56.7 (54.3)
農、林、漁業		8.0 (10.0)	617.5 (711.0)	1 (1)	1 (1)	0 (1)	6 (5)	0 (0)	2.0 (2.0)	14.5 (12.5)	1.76 (1.35)	4 (4)	50.0 (40.0)
鉱業・採石業、砂利採取業		2.0 (2.0)	132.0 (131.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	4.0 (5.0)	3.03 (3.82)	2 (2)	100.0 (100.0)
建設業		117.0 (111.0)	8,135.5 (7,889.5)	40 (4)	2 (1)	0 (0)	6 (5)	1 (0)	12.0 (9.0)	150.5 (149.5)	1.85 (1.89)	72 (66)	61.5 (59.5)
製造業		417.0 (424.0)	55,777.5 (56,536.0)	216 (20)	17 (15)	9 (9)	212 (206)	16 (20)	164.0 (152.0)	1,235.5 (1,219.5)	2.22 (2.16)	256 (251)	61.4 (59.2)
電気・ガス・熱供給・水道業		5.0 (5.0)	711.0 (714.5)	2 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1.0 (0.0)	10.5 (10.0)	1.48 (1.40)	3 (2)	60.0 (60.0)
情報通信業		29.0 (28.0)	3,990.5 (3,948.0)	14 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	18.0 (18.0)	63.5 (61.5)	1.59 (1.56)	10 (10)	34.5 (35.7)
運輸業・郵便業		100.0 (104.0)	9,607.0 (10,818.0)	50 (52)	8 (6)	1 (1)	13 (26)	6 (4)	24.0 (23.5)	227.0 (250.5)	2.36 (2.32)	63 (64)	63.0 (61.5)
卸売業・小売業		205.0 (198.0)	55,794.5 (55,337.0)	147 (96)	204 (180)	5 (10)	357 (346)	139 (139)	335.0 (268.5)	1,443.5 (1,449.0)	2.59 (2.62)	97 (90)	47.3 (45.5)
金融業・保険業		17.0 (18.0)	6,437.0 (6,597.5)	37 (35)	2 (3)	0 (0)	5 (4)	2 (2)	28.0 (21.0)	142.0 (132.0)	2.21 (2.00)	10 (7)	58.8 (38.9)
不動産業・物品賃貸業		14.0 (14.0)	1,141.5 (1,128.5)	2 (1)	7 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4.0 (3.0)	16.0 (12.0)	1.40 (1.06)	6 (7)	42.9 (50.0)
学術研究・専門・技術サービス業		33.0 (34.0)	3,210.5 (3,004.0)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	5 (3)	18.0 (8.0)	58.0 (44.5)	1.81 (1.48)	17 (16)	51.5 (47.1)
宿泊業・飲食サービス業		46.0 (45.0)	7,692.0 (7,770.0)	15 (16)	2 (7)	4 (6)	46 (49)	21 (14)	32.0 (23.5)	160.0 (162.5)	2.08 (2.09)	22 (22)	47.8 (46.9)
生活関連サービス業・娯楽業		45.0 (47.0)	6,053.0 (6,286.0)	17 (16)	7 (7)	2 (3)	24 (24)	7 (7)	24.0 (26.0)	124.5 (129.0)	2.06 (2.05)	23 (22)	51.1 (46.8)
教育・学習支援業		31.0 (33.0)	2,663.5 (2,872.5)	5 (7)	1 (2)	0 (0)	2 (2)	7 (6)	14.0 (6.5)	34.0 (31.0)	1.28 (1.08)	11 (9)	35.5 (27.3)
医療・福祉		300.0 (302.0)	51,933.5 (50,708.0)	168 (165)	39 (26)	21 (11)	107 (115)	165 (86)	355.0 (221.5)	1,236.5 (1,064.5)	2.39 (2.14)	186 (173)	62.0 (57.3)
複合サービス業		13.0 (11.0)	5,676.5 (5,851.5)	22 (2)	3 (3)	0 (0)	9 (13)	7 (1)	23.0 (19.0)	112.0 (108.0)	1.97 (1.85)	4 (4)	30.8 (36.4)
サービス業		137.0 (134.0)	20,146.5 (20,238.5)	82 (74)	19 (12)	2 (3)	36 (37)	13 (10)	68.0 (63.0)	447.5 (403.5)	2.22 (1.99)	76 (76)	55.5 (56.7)

注 3(1)の表に同じ

(4) 福島県知事部局等の雇用状況（法定雇用率2.6%）

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数（人）	障害者の数 （人）	実雇用率（%）	不足数（人）	備考
福島県知事部局	6,060.0	173.0	2.85	0.0	
福島県病院局	286.5	7.0	2.44	0.0	
福島県警察本部	607.5	18.0	2.96	0.0	
合計	6,954.0	198.0	2.85	0.0	

注 1の表に同じ。

(5) 福島県教育委員会の雇用状況（法定雇用率2.5%）

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数（人）	障害者の数 （人）	実雇用率（%）	不足数（人）	備考
福島県教育委員会	12,282.0	252.5	2.06	54.5	
合計	12,282.0	252.5	2.06	54.5	

注 1の表に同じ。

(6) 市町村等機関等の雇用状況（法定雇用率2.6%）

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数（人）	障害者の数 （人）	実雇用率（%）	不足数（人）	備考
福島市	2,037.5	48.0	2.36	4.0	
福島市水道局	114.0	2.0	1.75	0.0	
福島市教育委員会	570.0	16.5	2.89	0.0	
伊達市	796.0	22.0	2.76	0.0	特例承認
桑折町	106.0	1.0	0.94	1.0	
国見町	103.5	2.0	1.93	0.0	
国見町教育委員会	76.5	1.0	1.31	0.0	
川俣町	112.0	4.0	3.57	0.0	
公立藤田病院組合	268.5	4.0	1.49	2.0	
いわき市	2,529.0	67.5	2.67	0.0	
いわき市水道局	170.5	3.5	2.05	0.5	令和5年7月1日時点で不足解消
いわき市医療センター	698.5	18.0	2.58	0.0	
いわき市教育委員会	496.0	10.5	2.12	1.5	令和5年11月1日時点で不足解消
会津若松市	1,170.5	34.0	2.90	0.0	特例承認
磐梯町	76.5	1.0	1.31	0.0	
猪苗代町	148.5	2.5	1.68	0.5	令和5年10月27日時点で不足解消
会津坂下町	101.0	3.0	2.97	0.0	
柳津町	97.0	2.0	2.06	0.0	
三島町	65.0	1.0	1.54	0.0	
南会津町	254.5	4.0	1.57	2.0	
南会津町教育委員会	80.0	1.0	1.25	1.0	
金山町	70.0	0.0	0.00	1.0	
下郷町	115.0	1.0	0.87	1.0	
只見町	167.5	2.0	1.19	2.0	
湯川村	57.5	1.0	1.74	0.0	
会津美里町	206.5	5.0	2.42	0.0	特例承認
昭和村	47.0	0.0	0.00	1.0	
檜枝岐村	77.0	0.0	0.00	2.0	
会津若松地方広域市町村圏整備組合	48.0	1.0	2.08	0.0	
喜多方市	635.5	4.5	0.71	11.5	
喜多方市教育委員会	121.5	4.0	3.29	0.0	
西会津町	208.0	0.0	0.00	5.0	
北塩原村	64.0	0.0	0.00	1.0	令和5年10月31日時点で不足解消
郡山市	2,905.5	81.5	2.81	0.0	特例承認
田村市	401.5	8.0	1.99	2.0	
田村市教育委員会	80.5	1.0	1.24	1.0	
三春町	176.0	4.0	2.27	0.0	
三春町教育委員会	99.0	3.0	3.03	0.0	
小野町	95.0	3.0	3.16	0.0	
公立小野町地方総合病院企業団	87.0	4.0	4.60	0.0	

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数(人)	障害者の数 (人)	実雇用率(%)	不足数(人)	備考
白河市	867.0	19.0	2.19	3.0	特例承認
矢吹町	145.5	2.0	1.37	1.0	
矢吹町教育委員会	69.5	0.0	0.00	1.0	
棚倉町	87.0	0.0	0.00	2.0	
矢祭町	57.0	0.0	0.00	1.0	
塙町	73.0	0.0	0.00	1.0	
塙町教育委員会	87.0	0.0	0.00	2.0	
西郷村	212.0	6.0	2.83	0.0	
泉崎村	97.0	4.0	4.12	0.0	
中島村	78.0	2.0	2.56	0.0	
鮫川村	103.0	4.0	3.88	0.0	
須賀川市	655.0	11.0	1.68	6.0	
須賀川市教育委員会	312.5	7.0	2.24	1.0	
鏡石町	118.5	1.0	0.84	2.0	
鏡石町教育委員会	46.5	2.0	4.30	0.0	
石川町	133.0	2.0	1.50	1.0	
浅川町	133.5	3.0	2.25	0.0	
古殿町	95.5	3.0	3.14	0.0	
天栄村	96.0	2.0	2.08	0.0	
天栄村教育委員会	43.5	1.0	2.30	0.0	
玉川村	73.0	2.0	2.74	0.0	
平田村	81.0	2.0	2.47	0.0	
公立岩瀬病院企業団	337.0	10.0	2.97	0.0	
二本松市	656.5	11.0	1.68	6.0	
二本松市教育委員会	125.0	3.0	2.40	0.0	
本宮市	402.5	11.0	2.73	0.0	特例承認
大玉村	89.0	2.0	2.25	0.0	
相馬市	286.5	6.0	2.09	1.0	令和5年11月1日時点で不足解消
相馬市教育委員会	155.0	2.0	1.29	2.0	
南相馬市	1,207.5	32.0	2.65	0.0	
南相馬市教育委員会	235.5	5.0	2.12	1.0	令和5年7月25日時点で不足解消
新地町	132.0	3.0	2.27	0.0	
飯館村	71.0	3.0	4.23	0.0	
広野町	103.0	2.0	1.94	0.0	
檜葉町	94.0	4.0	4.26	0.0	
富岡町	217.5	2.0	0.92	3.0	
大熊町	155.0	2.0	1.29	2.0	
双葉町	133.5	1.0	0.75	2.0	
浪江町	202.5	2.0	0.99	3.0	
川内村	83.0	0.5	0.60	1.5	特例承認
葛尾村	41.0	0.0	0.00	1.0	
相馬方部衛生組合	139.5	1.0	0.72	2.0	
合計	24,263.5	547.0	2.25	85.5	

注1 特例承認とは、地方公共団体の機関(A)および当該機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注2 その他は1の表と同じ。

(7) 独立行政法人等の雇用状況(法定雇用率2.6%)

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数(人)	障害者の数 (人)	実雇用率(%)	不足数(人)	備考
独立行政法人 家畜改良センター	868.5	27.5	3.17	0.0	
国立大学法人 福島大学	426.5	14.0	3.28	0.0	
公立大学法人 福島県立医科大学	2,392.5	61.5	2.57	0.5	令和5年6月9日時点で不足解消
公立大学法人 会津大学	187.0	4.0	2.14	0.0	
福島国際研究教育機構	52.0	0.0	0.00	1.0	
合計	3,926.5	107.0	2.73	1.5	

注 1の表と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……………	2. 3%
(43.5人以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	

- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%
(38.5人以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5%
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。